

武蔵野市の将来を考える市民会議設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第五期基本構想・長期計画（以下「長期計画」という。）の策定にあたり、武蔵野市第五期基本構想・長期計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の検討に資するため、武蔵野市の将来を考える市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市（以下「市」という。）の将来像に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、市民会議の委員の公募に応募したもので、市長が適当と認めるもの（以下「市民委員」という。）10人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 平成22年7月1日現在18歳以上であること。
- (2) 市内に在住し、在勤し、又は在学していること。
- (3) 長期計画の策定及び市民会議の設置の趣旨を理解していること。
- (4) 原則として、月2回程度開催する市民会議の会議に出席することができること。
- (5) 武蔵野市議会の議員及び市の職員（嘱託職員を含む。）でないこと。

(策定委員会委員の指名)

第4条 市長は、市民委員のうち2人以内の者を、策定委員会の委員となるべき者として指名する。

(謝礼)

第5条 市民委員には、市民会議の会議への出席1回につき1,000円の謝礼を支払う。

(保険)

第6条 市は、市民会議の設置期間中、市民委員を被保険者とするボランティア保険に加入する。

(設置期間)

第7条 市民会議の設置期間は、平成22年9月30日までとする。

(事務局)

第8条 市民会議の庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。